



第10回千葉スクラムユニオン定期大会開催

7月27日（金）午後6時半から、国労千葉地本事務所において、第10回千葉スクラムユニオン定期大会が開催されました。

開催される会場は、恒例の国労千葉地本のご厚意でお借りをしてきました。

開催時の参加者は23名で、7つの労組・団体が参加となりました。

開会は、午後6時30分から司会の大麻さんが開会のあいさつを行いました。議長には平井さんを選出しました。

情勢報告

① 安倍首相の「官製春闘」は大企業の一部の正社員の賃金はわずかに増えたとはいえ、大多数の労働者は依然として長時間労働と低賃金に喘いでいます。安倍政権は「働き方改革」として口では「長時間労働の規制」や「同一労働同一賃金」などと表明していますが、その中身は「世界で一番企業が活躍できる」国づくりであり、そのための「残業代ゼロ法」や「過労死促進法」による労働基準法の改悪や「解雇の金銭解決」を目指し、6月20日の会期末を1か月延長（7月22日）し、法案を強行しました。

② 千葉スクラムユニオンは県内のユニオンと連携を取りながら組織を拡大し、相談件数を増やす努力と来年の統一自治体選挙や参議院選挙で「野党共闘と市民連合」に賛同し、積極的に協力する。

江尻委員長の挨拶の後、来賓として①金澤全労協議長、②宮内千葉県共闘会議議長、③国労千葉地本などから挨拶を受けました。

大会議事

その後、大会議事に入り、17年度経過報告・17年度方針案を小柳書記長が行いました。尚、17年度決算報告、18年度予算案は、会計担当の金井さんから受けました。

会計監査報告は福田会計監査担当が報告をしました。

上記、報告提案を行った後、質疑・討論にはいりました。

質疑討論等については、時間の関係から2人の発言がありました。①組合員を拡大し、



解決金などで財政の健全化を図ってほしい。NPO法人への参加で大学生のブラックバイトの宣伝活動を進めて欲しい。

② NPO法人に参加することで、労働相談が拡大すれば今の相談体制では不安がある。

大会終了後、司会を石垣さんとした懇親会が行われました。挨拶として①新組合員の紹介と②お互い様のユニオンでも加盟をしながら（株）在宅支援総合ケアサービスに対するパワハラへの謝罪と慰謝料を要求して団交を行っている。（報告）

③ JAL不当解雇闘争団、④ 中原・全国過労死を考える家族の会などの報告をうけながら懇親会を終えました。

中央最賃審議会 域最賃引上げ目安平均26円 今すぐ1000円にほど遠く・・・

18年度の地域最低賃金改定について、中央最低賃金審議会（厚生労働相の諮問機関）の小委員会は7月24日、東京で開かれた。全国平均で26円（17年は25円）引上げ、874円で、目安通りに引き上げられた場合、全国平均は874円となる。

東京などAランクは27円、Bランクは26円、Cランクは25円、青森、福島など東北地方と九州・沖縄地方はDランクで23円とされている。これは政府が景気好循環のために、3%程度の引き上げを求めたものに沿った決定とされる。今後各地方の最賃審議会に於いて協議され、予定では10月から新たな最低賃金として1各都道府県で施行され、最賃を下回って労働させると労働法違反として罰則の対象となる。



財界が求める労働基準法改悪 （賃金不払い・転職自由・いつでも解雇）

安倍政権は低賃金と劣悪な労働条件を背景に、慢性的な人材不足を発生させた。「働き方」関連法案は、労働力不足を補う合理化政策であり、労働基準法を根底から崩壊させるもの。「働き方」に改革などはどこにもない。

政府は、今国会で「憲法改正発議」と併せ、「働き方」関連法案重要法案に位置付ける。対象業務拡大を巡って、「一般労働者の方が労働時間は長い」という調査データの偽りが発覚した。野党と労働組合の追及により、安倍首相に「裁量労働制の対象拡大」を断念させた。

しかし、「残業代ゼロ」「長時間労働容認」などの法案提出は止めない。財界の目的は「賃金の不払い・転職、解雇の自由」などを容易に実行できる労基法改悪にある。（非正規労働者12ヶ月で120万人増）

骨抜き勤務間インターバル規制 ＝努力目標・除外が大手を振る＝

《勤務間11時間を空けるインターバル規制》 （建設・運輸・研究等除外）

働き方改革実現会議の目玉にしていたのに「インターバル規制」があった。しかし、勤務間の11時間確保は人材投入しなくてはいけない。勤務間を空けることは、当然に人材の確保が必要となる。経済界の強い反対にあい、あえなく先送りにした。

《長時間労働の是正》 （建設・運輸・研究等除外）

36 協定による時間外規制は青天井を理由に、過労死ラインを超える80時間、100時間を可能にする。罰則規定があると労働組合を取り込んだが、微々たる罰則しかない。労働基準法の改悪ができることが資本の狙い。

ユニオンお互いさま 日通の横暴を許さない

7月12日、日本通を訴えた「無期転換逃れ地位確認等請求事件」の第2回公判は傍聴席も満員となり、今後闘い続けるための大きな元気を支援者の皆様からもらった。

日通無期転換逃れ裁判は、日本通運に5年10ヶ月（派遣時を含めると7年4ヶ月）、働いてきた有期契約社員のおさんを労働契約法18条の無期転換権が発生する前日の3月31日を以て雇い止めしたことで提訴した。争点は、無期転換権が発生する前に雇い止めした労働契約法18条の『潜脱行為』。労働契約法が改正された後の更新時に、不更新条項を挿入し、その説明を求めたら「契約書の様式が変わっただけ、不利にするようなことはしないから」と満足のいく説明がないまま、その後も更新し続けてきた。

働き続けられる期待を無視し、合理的理由もない雇い止めは労働契約法18条違反である。非正規労働者が2千万人を超え、無期転換権を有する労働者が450万人、社会的責任を果たそうとしない企業。

「正社員の退職後の職を確保するため、契約社員はその調整弁」と団体交渉の場で言い放つ日本通運。こんな企業の横暴は許せない。おさんもお互いさまも最後まで闘う。